

令和5年3月30日

利用団体 各位

稚内市みどりスポーツパーク指定管理者
特定非営利活動法人稚内カーリング協会
会長 富田 伸司

令和5年度の施設運営についてご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年5月から当協会にて運営して参りました「みどりスポーツパーク」ですが、令和5年4月1日より「一般社団法人みどりスポーツクラブわかかない」が新たに指定管理者となり運営させて頂く事となります。これまで、利用者の皆様のご協力やご理解に支えられ、3年間を無事に運営する事ができました。心より感謝申し上げます。

4月より新体制での運営が開始されますが、全ての職員は、(一社)みどりスポーツクラブわかかないに引き継いで、これまで同様に利用者の皆様に快適にご利用頂けるように運営して頂けるものと思います。

引き続き、みどりスポーツパークをご愛顧賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

令和5年3月30日

利用団体 各位

稚内市みどりスポーツパーク指定管理者
一般社団法人みどりスポーツクラブわかかない
理事長 木村 亘

令和5年度の施設運営についてご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、令和5年4月より、当施設の指定管理者として施設の運営を担当する事になりました。何卒、宜しく願い申し上げます。

令和5年度の運営から施設使用料（利用料）が一部改定され、多目的運動場及び武道場の団体利用が1時間毎の利用区分となり、より使いやすくなっております。

詳細は、同封書類をご覧ください。

また、施設予約システム及び予約ルールの変更がございます。

これまで予約希望が重なる部分は抽選にて対応しておりましたが、今後は先着順での予約とし、同一団体様が一度に多数の予約が、できないように制限させて頂く事と致します。

詳細は、同封資料をご参照ください。

記

- | | |
|------------|----|
| 1. 施設利用料金表 | 1部 |
| 2. 施設予約方法 | 1部 |

以上

担当： 館長 飯田 俊哉 （みどりスポーツパーク TEL 0162-73-4125）

(1) カーリング場利用料金

利用区分				利用料金		
団体利用	一般			1シート1時間につき	1,400円	
				回数券(11回券)	14,000円	
	大学生・高校生			1シート1時間につき	1,050円	
				回数券(11回券)	10,500円	
	小中学生			1シート1時間につき	700円	
				回数券(11回券)	7,000円	
	競技会使用	一般			1シート1時間につき	2,800円
		大学生・高校生			1シート1時間につき	2,100円
		小中学生			1シート1時間につき	1,400円
	営利目的	入場料	有			1シート1時間につき
無					1シート1時間につき	7,000円
個人利用	一般	午前			10時から13時まで	300円
		午後			13時から17時まで	300円
		夜間			17時から21時まで	300円
					回数券(11回券)	3,000円
	大学生 高校生	午前			10時から13時まで	250円
		午後			13時から17時まで	250円
		夜間			17時から21時まで	250円
					回数券(11回券)	2,500円
	小中学生	午前			10時から13時まで	150円
		午後			13時から17時まで	150円
		夜間			17時から21時まで	150円
					回数券(11回券)	1,500円
	中会議室				1時間につき	150円
	用具				シューズ ブラシ プロテクター	100円
					防寒着	300円

備考

- 1 この表において「団体」とは、5人以上をいう。
- 2 この表において「入場料」とは、入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかんを問わず、当該カーリング場に入場する者から利用者が徴収する金銭及び利用者が発行する入場券その他これに類するものをいう。
- 3 利用のための準備及び後片付けに要する時間は、利用時間に含む。
- 4 利用時間が各時間区分に満たない場合であっても、当該時間区分どおり利用したものとみなす。
- 5 各時間区分を通して利用するときの利用料金の額は、それぞれの時間区分による利用料金の額を合算した額とする。
- 6 承認された時間区分を超えて利用したときの当該超えて利用した時間の利用料金の額は、当該時間区分の利用料金の額を当該時間区分の時間数で除して得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に当該超えて利用した時間(1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とする。)数を乗じて得た額とする。
- 7 時間区分を超えて、又は時間区分前から利用することを承認された場合の当該時間区分を超えて、又は当該時間区分前に利用する時間の利用料金の額は、当該時間区分の利用料金の額を当該時間区分の時間数で除して得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に当該時間区分を超えて、又は当該時間区分前に利用する時間(1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とする。)数を乗じて得た額とする。
- 8 利用時の年齢が満65歳以上の者及び障害者の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 9 個人利用において介護を必要とする障害者に同行する介護人の利用料金は、無料とする。
- 10 前項の場合において、同行することができる介護人の人数は、障害者1人に対し、介護人1人とする。ただし、障害者の障害の程度に応じ市長又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(2) 多目的運動場利用料金

利用区分				利用料金		
団体利用	多目的体育館	一般利用	一般	1時間につき	700円	
				回数券(11回券)	7,000円	
			大学生 高校生	1時間につき	550円	
				回数券(11回券)	5,500円	
			小中学生	1時間につき	350円	
				回数券(11回券)	3,500円	
		競技会利用	一般	1時間につき	1,400円	
			大学生・高校生	1時間につき	1,050円	
			小中学生	1時間につき	700円	
		営利を目的とする場合	入場料	有	1時間につき	7,000円
				無	1時間につき	3,500円
		武道場	一般利用	一般	1時間につき	450円
	回数券(11回券)				4,500円	
	大学生 高校生			1時間につき	350円	
				回数券(11回券)	3,500円	
	小中学生			1時間につき	250円	
				回数券(11回券)	2,500円	
	競技会利用		一般	1時間につき	900円	
			大学生・高校生	1時間につき	700円	
			小中学生	1時間につき	450円	
	営利を目的とする場合		入場料	有	1時間につき	4,500円
				無	1時間につき	2,300円
	アーチェリー場		一般利用	一般	1時間につき	300円
		回数券(11回券)			3,000円	
大学生・高校生		1時間につき		250円		
		回数券(11回券)		2,500円		
小中学生		1時間につき		150円		
		回数券(11回券)		1,500円		

		競技会利用	一般		1時間につき	600円
			大学生・高校生		1時間につき	450円
			小中学生		1時間につき	300円
		営利を目的とする場合	入場料	有	1時間につき	3,000円
				無	1時間につき	1,500円
個人利用		一般	9時～13時		200円	
			13時～17時		200円	
			17時～21時		200円	
			回数券(11回券)		2,000円	
		大学生 高校生	9時～13時		150円	
			13時～17時		150円	
			17時～21時		150円	
			回数券(11回券)		1,500円	
		小中学生	9時～13時		100円	
			13時～17時		100円	
			17時～21時		100円	
			回数券(11回券)		1,000円	
会議室	大会議室		1時間につき	250円		
	中会議室		1時間につき	150円		
	小会議室		1時間につき	100円		
用具	パークゴルフクラブ ポール			100円		

備考

- この表において「団体」とは、10人以上をいう。
- この表において「入場料」とは、入場料、会費、賛助金、寄附金その他名目のいかんを問わず、当該多目的運動場に入場する者から利用者が徴収する金銭及び利用者が発行する入場券その他これに類するものをいう。
- 利用のための準備及び後片付けに要する時間は、利用時間に含む。
- 利用時間が各時間区分に満たない場合であっても、当該時間区分どおり利用したものとみなす。
- 各時間区分を通して利用するときの利用料金の額は、それぞれの時間区分による利用料金の額を合算した額とする。
- 承認された時間区分を超えて利用したときの当該超えて利用した時間の利用料金の額は、当該時間区分の利用料金の額を当該時間区分の時間数で除して得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に当該超えて利用した時間(1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とする。)数を乗じて得た額とする。
- 時間区分を超えて、又は時間区分前から利用することを承認された場合の当該時間区分を超えて、又は当該時間区分前に利用する時間の利用料金の額は、当該時間区分の利用料金の額を当該時間区分の時間数で除して得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に当該時間区分を超え

て、又は当該時間区分前に利用する時間(1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とする。)数を乗じて得た額とする。

8 団体利用において当該多目的運動場の全部を利用しない場合の利用料金の額は、次の各号に掲げる多目的運動場の利用区分により当該各号に定める額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 多目的運動場の多目的体育館の利用面積が2分の1である場合 当該利用料金の額の2分の1の額

(2) 多目的運動場の武道場の利用面積が2分の1である場合 当該利用料金の額の2分の1の額

(3) 多目的運動場のアーチェリー場の利用面積が2分の1である場合 当該利用料金の額の2分の1の額

9 利用時の年齢が満65歳以上の者及び障害者の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

10 個人利用において介護を必要とする障害者に同行する介護人の利用料金は、無料とする。

11 前項の場合において、同行することができる介護人の人数は、障害者1人に対し、介護人1人とする。ただし、障害者の障害の程度に応じ市長又は指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

施設のWEB予約の方法

～事前の登録～

1. みどりスポーツパークのサイトへアクセス(<http://wmisp.info/>)して下さい。
2. トップページ「Web予約にはビジター会員へ登録が必要です！」をクリックして下さい。(本サイトは4月1日公開予定です)
 - ・ウェブ予約の場合は面倒な申請書作成は不要となります！



3. ビジター会員としてWeb入会手続きを進めて下さい。
 - ・費用は掛かりませんので安心して登録して下さい。

Web入会

シミュレーション

シミュレーション	メール	情報入力	確認	完了
----------	-----	------	----	----

入会店舗

稚内市みどりスポーツパーク

コースをお選びください。

ビジター

次へ

4. 入会者情報の氏名欄には”団体名”を記載願います。

Web入会

入会者情報入力

シミュレーション 情報入力 確認 完了

*は必須項目です。

* 氏名
例) 佐藤 一郎

* ふりがな
例) さとう いちろう

* 電話番号
例) 0312345678
0から始めて入力してください。

* 携帯電話番号
例) 09012345678
0から始めて入力してください。電話番号または携帯電話番号を入力してください。

* メールアドレス
Akihide.furukawa@gmail.com

* 生年月日
1983 (昭和58年) 年 1 月 1 日

5. 手続き完了後にメールで案内される専用アプリをインストールして下さい。

6. アプリより施設の予約が可能となります。

<新施設予約ルール>

- 施設は同時に2つしか予約できません。
- 予約した時点で確定となります。
- すでに予約した分を利用するかキャンセルするともう1つ予約が可能となります。
- 同一の団体が名前を変えて複数予約を取る行為は固く禁止致します。

『操作方法に不安のある方は施設までお問い合わせ下さい。』

『お電話でのご予約も受け付けております。』